

2. 在宅サービス等の充実

(1) 在宅サービスの充実

障害のある人が地域で普通に暮らしていくためには、在宅で必要な支援を受けられることが前提となる。このため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）においては、利用者の実態に応じた支援を行う観点から、利用者像やサービスの提供形態に応じ、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援を実施している。

居宅介護…入浴等の介護や調理等の家事の援助等を短時間集中的に行うサービス

重度訪問介護…常時介護を要する身体に重度の障害のある人、知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する障害のある人に対し、入浴等の介護や調理等の家事の援助等のほか、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援や外出時における移動中の介護を、長時間行うとともに、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院又は入所している一定の要件を満たす障害のある人に対して、意思疎通の支援その他の必要な支援を行うサービス

同行援護…重度の視覚障害のある人に対し、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するほか、移動に必要な支援等を行うサービス

行動援護…知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害のある人に対し、居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な支援等を行うサービス

重度障害者等包括支援…著しく重度の障害のある人の様々なニーズに応じて、円滑にサービス利用が可能となるよう、利用者のその時々々の心身の状態等に応じて必要となる複数の障害福祉サービスを組み合わせて、包括的に提供するサービス

これらのサービスに加え、自宅で介護する人が病気の場合などに、短時間、夜間も含めて施設において入浴等の介護を行うサービスである短期入所も行っている。

(2) 住居の確保

ア 福祉施策における住居の確保支援

障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、単身での生活が困難な障害のある人が共同して自立した生活を営む場として、共同生活援助（グループホーム）を位置づけているところである。グループホームでは、日常生活における家事や相談等の支援のほか、利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施している。また、必要な利用者に対しては、食事や入浴等の介護を行うこととしている。なお、2018年度の障害福祉サービス等報酬改定（以下「報酬改定」という。）では、常時の支援体制を確保することにより、利用者の重度化・高齢化に対応できるグループホームの新たな類型として「日中サービス支援型指定共同生活援助」を設けた（2018年4月施行）。

地域生活支援事業における相談支援事業に住宅入居等支援事業（居住サポート事業）を位置づけ、公的賃貸住宅及び民間賃貸住宅への入居を希望する障害のある人に対して、不動産業者に対する物件のあっせん依頼及び家主等との入居契約手続等といった入居支援や、居住後のサポート体制の調整をしている。また、障害のある人が地域の中で生活することができるように、低額な料金で居室などを提供する福祉ホーム事業を実施している。

さらに、障害者支援施設や精神科病院等から地域生活への移行を希望する障害のある人に対して住居の確保等を支援する地域移行支援や、単身で地域生活している障害のある人に対して連絡体制の確保や緊急時の支援を行う地域定着支援を行っている。

イ 住宅施策における住宅の確保支援

障害のある人等の住宅の確保に特に配慮を要する人の居住の安定を確保することは、住生活基本法（平成18年法律第61号）の基本理念の一つであり、その理念にのっとり賃貸住宅の供給促進に関する基本事項等を定めた住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）に基づき、以下のとおり公営住宅やそれを補完する公的賃貸住宅の的確な供給及び民間賃貸住宅への円滑な入居の支援等の各種施策を一体的に推進している。

また、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第24号）（以下「改正住宅セーフティネット法」という。）（2017年4月26日公布、同年10月25日施行）により新たな住宅セーフティネット制度を創設し、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度、登録住宅の改修・入居への経済的支援、住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援を行っている。

① 障害のある人に配慮した公的賃貸住宅の供給

公的賃貸住宅は、障害のある人の心身の状況、その他の配慮を必要とする事情を勘案し、以下のように供給されている。

公営住宅においては、入居者の募集・選考に際し、障害のある人を含む世帯は特に住宅困窮度が高いものとして、地方公共団体の裁量により一定の上限の下、入居者の収入基準を緩和するとともに、当選率の優遇、別枠選考等の措置を講じている。

地域優良賃貸住宅制度においては、民間事業者等に対し、整備費及び家賃減額のための助成を行い、障害のある人を含む世帯等を対象とした良質な賃貸住宅の供給を促進している。本制度においては、障害のある人を含む世帯について地方公共団体の裁量により別枠選考等の措置ができるものとしている。

また、独立行政法人都市再生機構賃貸住宅においては、障害のある人を含む世帯に対して、入居者の収入基準の緩和、1階又はエレベーター停止階への住宅変更、新規賃貸住宅募集時の当選倍率の優遇等の措置を講じている。

② 民間賃貸住宅への円滑な入居の促進

障害のある人を含む世帯等の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が組織する居住支援協議会や改正住宅セーフティネット法に基づく居住支援法人が相談・情報提供等、地域の実情に応じた活動を行っているところであり、これらの取組に対する支援を実施している。また、家賃滞納が発生した場合の家賃や、原状回復、訴訟等に要する費用を保証する制度である家賃債務保証制度の活用を推進している。

ウ 住宅施策と福祉施策との連携

公的賃貸住宅の整備に際して、障害のある人の生活に関連したサービスを備えた住宅を整備するため、障害者福祉施設との一体的な整備を推進するとともに、障害のある人を対象とした住まいづくり・まちづくりに関する先導的な取組についても支援している。

公営住宅については、障害のある人の共同生活を支援することを目的とするグループホーム事業へ活用することができることとしており、公営住宅等を障害のある人向けのグループホームとして利用するための改良工事費について支援している。

また、生活支援サービス付き公営住宅（シルバーハウジング）については、住宅施策と福祉施策の密接な連携の下に供給されているところであり、地方公共団体の長が特に必要と認める場合に、障害のある人を含む世帯の入居を可能とし、その居住の安定を図っている。

さらに、2018年度から、既存の公営住宅や改良住宅の大規模な改修と併せて、障害者福祉施設等の生活支援施設の導入を図る取組に対しても支援している。

民間賃貸住宅については、居住支援協議会や居住支援法人を活用し、障害のある人を含む世帯等の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援している。

また、住宅市街地総合整備事業、優良建築物等整備事業、市街地再開発事業等において、デイサービスセンター、保育所等の社会福祉施設等を整備する場合、一定の条件を満たすものに対し建築主体工事費の一部を補助対象とし、障害のある人等の生活しやすい市街地環境の形成を図っている（住宅については、第4章第1節も参照）。

（3）自立及び社会参加の促進

障害のある人が社会の構成員として地域で共に生活することができるようにするとともに、その生活の質的向上が図られるよう、生活訓練、コミュニケーション手段の確保等の施策を行っている。

2006年10月から、市町村及び都道府県が創意工夫により地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に事業を行う地域生活支援事業を実施し、障害のある人の社会参加と自立支援を推進している。

なお、身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）により、身体に障害のある人が公共的施設や不特定かつ多数の者が利用する施設等を利用する場合において、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）の同伴が可能となった。さらに、2007年度に身体障害者補助犬法の一部を改正する法律（平成19年法律第126号）が成立し、2008年4月から、都道府県等が苦情の申し出等に関する対応をすることが明確化され、同年10月からは、一定規模以上の事業所や事務所において、勤務する身体に障害のある人が身体障害者補助犬を使用することを拒んではならないこととされた。なお、対象となる事業所や事務所については、雇用する労働者の数によって定められており、法定雇用率に応じて、2008年度からは雇用する労働者が56人以上、2013年度からは50人以上、2018年度からは43.5人（当分の間は45.5人）以上と改定され、対象となる事業所や事務所が広がっている。

また、2006年度より都道府県地域生活支援事業において、身体障害者補助犬の育成に対する補助を実施してきた。2016年度には育成のみならず、理解促進や育成計画の作成等を補助対象に加え、2018年度からは国として推進すべき事業として、地域生活支援促進事業に位置付ける等充実を図っており、全国で事業実施が促進されるよう取り組んでいる。

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局においては、身体に障害のある人に対して、より充実した社会生活を円滑に送ることを目的とした自立訓練（機能訓練）を実施している。視覚に障害のある人に対しては、歩行、日常生活、点字、ICT、録音再生機器、ロービジョン（保有視覚機能を最大限に活用するための訓練）等、日常生活や社会生活に必要な訓練を実施している。重度の肢体不自由のある人に対しては、医学的管理の下に日常生活に必要な機能回復訓練、日常生活動作訓練、職能訓練等を実施している。

また、同自立支援局においては、高次脳機能障害のある人に対して、自己の障害の理解を深めながら生活能力を高めることを目的とした自立訓練（生活訓練）も実施している。そこでは、個々の生活状況に応じて日常生活訓練やメモリーノート、手順書等を活用した代償手段獲得のための訓練等を行っている。

さらに、同自立支援局秩父学園においては、知的障害があり、行動障害や愛着障害が重複する児童に対して、基本的な生活習慣の確立等を目的とした施設支援を実施している。また、在宅の発達障害を有する又は発達が気になる児童・幼児に対する「通園療育事業」を実施するとともに、発達障害の疑いのある3歳までの幼児と家族に対する「地域子育て支援拠点型事業」を実施している。

（4）発達障害児者施策の充実

ア 発達障害の定義

発達障害者支援法（平成16年法律第167号）において、「発達障害」は、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの等と定義されている。

イ 発達障害者支援の推進

① 発達障害者支援の体制整備

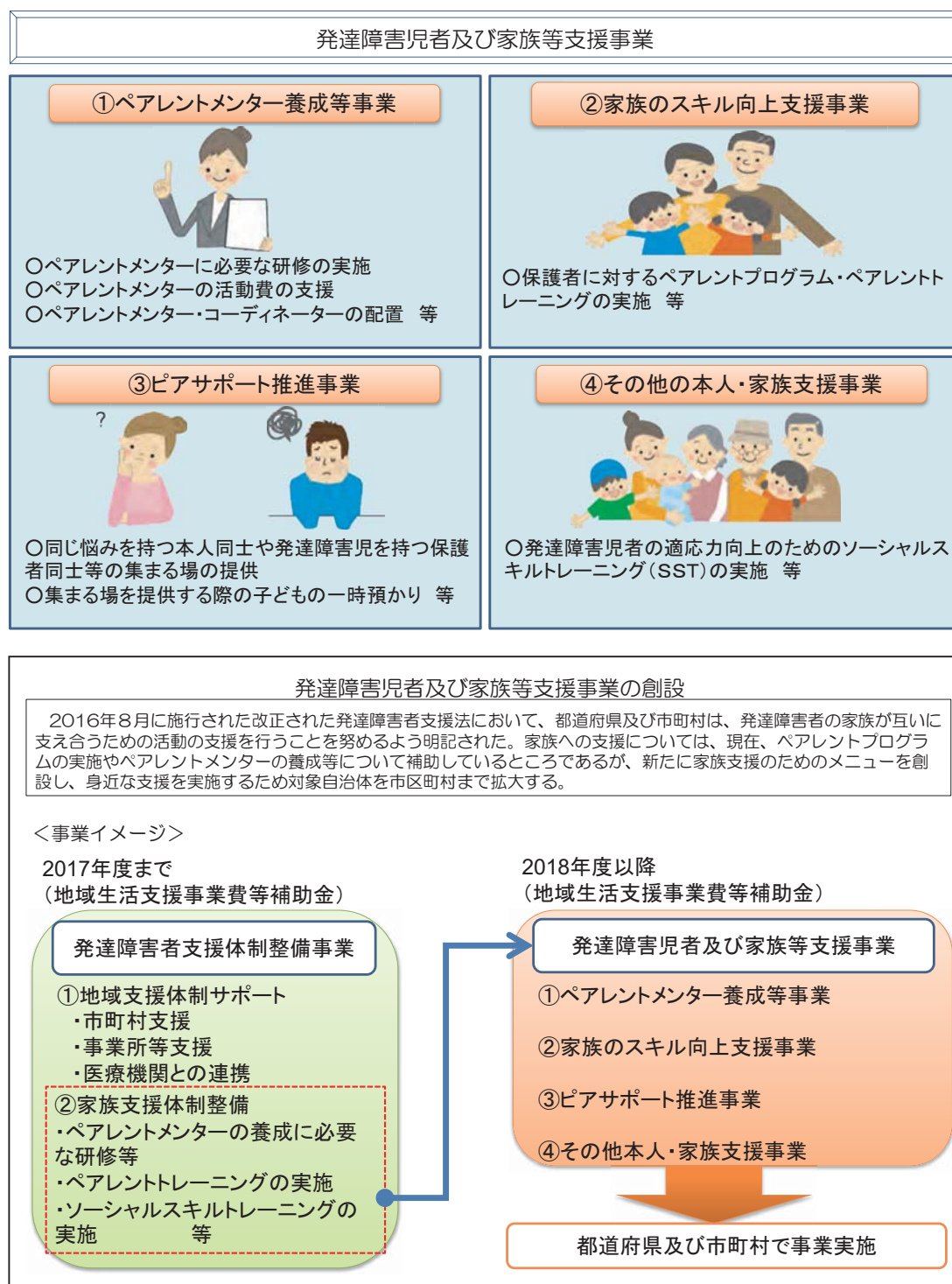
厚生労働省においては、乳幼児期から高齢期までの一貫した発達障害に係る支援体制の整備、困難ケースへの対応や適切な医療の提供を図るため、地域生活支援事業の「発達障害者支援体制整備事業」の中で、都道府県等が地域支援の中核である発達障害者支援センター等に発達障害者地域支援マネジャーを配置し、市町村、事業所等への支援や医療機関との連携を強化することを推進している。また、厚生労働省では、発達障害者支援法の一部改正を受け、2017年度から発達障害のある人やその家族等をきめ細かく支援するために、都道府県等が「発達障害者支援地域協議会」を設置し、市町村又は障害保健福祉圏域ごとの支援体制の整備の状況や発達障害者支援センターの活動状況を検証することを支援している。

② 発達障害児者及び家族への支援

発達障害者支援法の一部改正により、発達障害のある人の家族が互いに支え合う活動の支援を促進するため、2018年度からは、地域生活支援事業の「発達障害児者及び家族等支

援事業」として、従来から実施しているペアレントメンターの養成やペアレントトレーニング等の実施に加え、発達障害児者の家族同士の支援を推進するため、同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児者の家族に対するピアサポート等の支援を新たに盛り込んだ。

■ 図表3-11



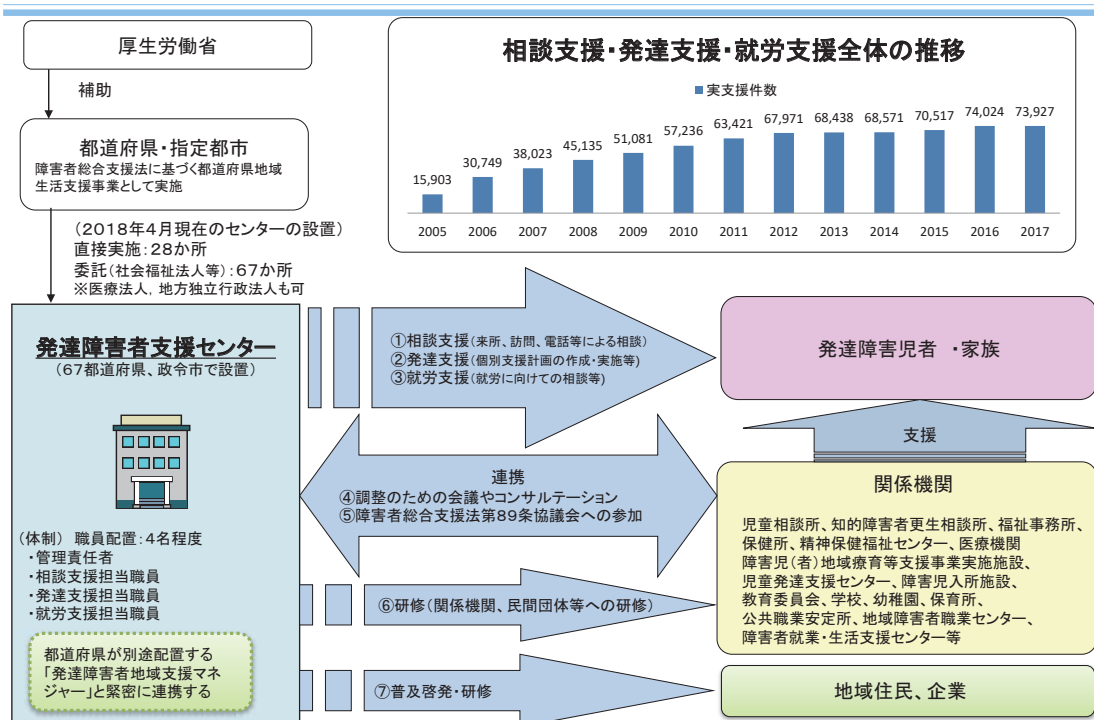
資料：厚生労働省

③ 発達障害者支援センター運営事業

厚生労働省においては、発達障害のある人及びその家族等に対して相談支援、発達支援、就労支援及び情報提供などを行う「発達障害者支援センター」の整備を図ってきたところであり、現在全ての都道府県・指定都市に設置されている。

■ 図表3-12

発達障害者支援センターの概要



資料：厚生労働省

④ 支援手法の開発と情報発信

厚生労働省においては、発達障害児者を支援するための支援手法の開発、関係する分野との協働による支援や切れ目のない支援等を整備するための「発達障害児者地域生活支援モデル事業」を実施している。2017年度から、

- ア) 地域で暮らす発達障害児者に課題や困り事が生じた際に、発達障害児者の特性を理解した上で、地域や関係機関において適切な対応を行うための支援手法の開発
 - イ) 発達障害児者の社会生活等の安定を目的として、当事者同士の活動や当事者、その家族、地域住民が共同で行う活動に対する効果的な支援手法の開発
 - ウ) ライフステージを通じて、切れ目なく発達障害児者の支援を効果的に行うため、医療、保健、福祉、教育、労働等の分野間で連携した支援手法の開発
- をテーマに行っている。

また、発達障害のある人は、「どのような能力に障害があるのか」「どの程度の障害なのか」「どのような支援があれば能力が発揮できるのか」等が周りから見て理解されにくく、誤った情報によって不適切な対応を受けることがあること等から、社会参加について様々な困難を抱えており、このような状況を踏まえて、厚生労働省では、全国の発達障害者支援センターの中核として、国立障害者リハビリテーションセンターに「発達障害情報・支援センター」を設置し、WEBサイトを通して、発達障害に関して一般の方への啓発を行うとともに、発達障害児者支援に必要な国内外の情報や最新の研究成果等を集約し、発達障害のある人やその家族、支援関係者等に役立つ情報を収集・分析し、ホームページなどを通じて発信している。(http://www.rehab.go.jp/ddis/)

TOPICS

地域における発達障害者支援体制の整備

2016年に改正された発達障害者支援法（平成16年法律第167号）において、発達障害者が可能な限り地域の身近な場所で必要な支援が受けられるよう配慮することなどが規定された。地域のより身近な場所で支援が受けられる支援体制の構築は重要であり、地域の特性やニーズに沿った在り方が求められている。

地域における発達障害者支援の要として中核機関である「発達障害者支援センター」がある。「発達障害者支援センター」は発達障害者支援法第14条に規定された機関であり、都道府県・指定都市に1つ以上設置されている（2018年4月時点で全国に95か所）。「発達障害者支援センター」の役割としては、主に ①相談支援（来所、訪問、電話等による相談）、②発達支援（個別の支援計画に基づく支援実施等）、③就労支援（就労に向けた相談）、④連携（調整のための会議やコンサルテーション・協議会への参加等）、⑤研修（地域の関係機関・民間団体等へ）、⑥普及啓発（地域の一般市民から支援者まで）となっているが、発達障害者支援法の施行から14年が経過する中で、発達障害者支援に関するニーズの変化や地域の支援体制の整備等に伴い、直接的に支援するだけでなく、地域の支援機関や幼稚園・保育所、学校、企業等に対して、指導助言等を行う間接的支援の役割が求められることが多くなっている。

「発達障害者支援センター」を中心とした地域における発達障害者支援体制を強化するため、44の都道府県及び指定都市に発達障害者地域支援マネジャー（以下「地域支援マネジャー」という。）が配置されており、「発達障害者支援センター」が地域の中核機関として求められる市町村のバックアップや、事業所等の困難事例への助言及び地域の医療機関連携のサポート等、地域の実情に合わせた支援活動を行う。「発達障害者支援センター」と地域支援マネジャーがチームとなって地域支援を展開することで、地域における発達障害者支援の機能強化が期待されている。

また、乳幼児から成人期における各ライフステージに対応した一貫した地域支援を進めるために、都道府県・指定都市は「発達障害者支援地域協議会」を設置することになっている。この協議会では、地域の発達障害者支援に関する現状やニーズの把握、見直し等を行う協議体であり、地域の関係機関等によるネットワーク構築、地域でのペアレントトレーニング・ペアレントプログラムの実施やペアレントメンターの導入といった家族支援体制の整備、発達障害のアセスメントツールの導入促進の研修会の実施、「発達障害者支援センター」や地域支援マネジャーの拡充等、地域の発達障害者支援に関する様々な案件を検討する。そして、基礎自治体である市町村に対して、連携や後方支援、普及啓発等を行うこととしている。

全国に同じ地域はなく、指定都市、中核市、特別区や小規模市町村といった地域特性（人口規模・面積・市町村数・資源状況等）やニーズを踏まえた発達障害者支援の在り方を地域が考えていくことが求められる。各自治体の福祉、教育、保健、子育て、医療、労働といった分野を越えた地域における発達障害者支援の体制強化を図っていく。

発達障害者支援センターの地域支援機能の強化

発達障害については、支援のためのノウハウが十分普及していないため、各地域における支援体制の確立が喫緊の課題となっている。このため、市町村・事業所等支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応等について、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図り、支援体制の整備を推進。

発達障害者支援センター

- 相談支援（来所、訪問、電話等による相談）
- 発達支援（個別支援計画の作成・実施等）
- 就労支援（発達障害児（者）への就労相談）
- その他研修、普及啓発、機関支援



【課題】

中核機関としてセンターに求められる市町村・事業所等のバックアップや困難事例への対応等が、センターへの直接の相談の増加等により十分に発揮されていない。

都道府県等 発達障害者支援体制整備（地域生活支援事業）

- 発達障害者支援地域協議会
- 市町村・関係機関及び関係施設への研修
- アセスメントツールの導入促進
- ペアレントメンター（コーディネーター）

地域支援機能の強化へ



地域を支援するマネジメントチーム

発達障害者地域支援マネジャーが中心

- ・原則として、センターの事業として実施
- ・地域の実情に応じ、その他機関等に委託可

市町村

体制整備支援

全年代を対象とした支援体制の構築

（求められる市町村の取組）

- ①アセスメントツールの導入
- ②個別支援ファイルの活用・普及



事業所等

困難ケース支援

困難事例の対応能力の向上

（求められる事業所等の取組）

対応困難ケースを含めた支援を的確に実施



医療機関

医療機関との連携

身近な地域で発達障害に関する

適切な医療の提供

（求められる医療機関の取組）

- ①専門的な診断評価
- ②行動障害等の入院治療



発達障害者支援体制整備

乳幼児期から成人期における各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、関係機関等によるネットワークを構築するとともに、ペアレント・メンター・ペアレントトレーニング・ソーシャルスキルトレーニングの導入による家族支援体制の整備や、発達障害特有のアセスメントツールの導入を促進するための研修会を実施する。

また、市町村・事業所等支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応を行うための「発達障害者地域支援マネジャー」を配置し、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図る。

都道府県・指定都市

相談、コンサルテーションの実施

- 発達障害者支援センター
 - ・発達障害者及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行う。（直接支援）
 - ・関係機関との連携強化や各種研修の実施により、発達障害者に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進（間接支援）
- 発達障害者地域支援マネジャー
 - ・市町村・事業所等支援、医療機関との連携及び困難ケースへの対応等により地域支援の機能強化を推進
 - ※原則として、発達障害者支援センターに配置

発達障害者支援地域協議会

- 1) 自治体内の支援ニーズや支援体制の現状等を把握。市町村又は障害福祉圏域ごとの支援体制の整備の状況や発達障害者支援センターの活動状況について検証
- 2) センターの拡充やマネジャーの配置、その役割の見直し等を検討
- 3) 家族支援やアセスメントツールの普及を計画 ※年2～3回程度開催

連携

研修会等の実施

- 家族支援のための人材育成（家族の対応力向上）
 - ・ペアレントトレーニング
 - ・ペアレントプログラム
 - （当事者による助言）
 - ・ペアレントメンター 等
- 当事者の適応力向上のための人材育成
 - ・ソーシャルスキルトレーニング 等
- アセスメントツールの導入促進
 - ・M-CHAT、PARS-TR 等

派遣・サポート

連携

展開・普及

市町村

- 1) 住民にわかりやすい窓口の設置や連絡先の周知
- 2) 関係部署との連携体制の構築（例：個別支援ファイルの活用・普及）



- 3) 早期発見、早期支援等（ペアレントトレーニング、ペアレントプログラム、ペアレントメンター、ソーシャルスキルトレーニング）の推進
 - ・人材確保／人材養成
 - ・専門的な機関との連携
 - ・保健センター等でアセスメントツールを活用

